

交通政策審議会海事分科会第55回船員部会

(成瀬専門官) それでは、定刻より少し早いのですが、皆様お揃いですので、ただ今から交通政策審議会海事分科会第55回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の成瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中12名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は左上に記載してございます。

資料1として、「船員に関する雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則等の一部改正に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方」というものが1枚。

その次からは、参考資料という形で前回の船員部会で使用した資料となります。まず、参考資料1として、ポンチ絵により改正概要を説明したものが2枚。参考資料2として、性差別の指針の新旧対照表が1枚。参考資料3として、セクシャルハラスメントの指針の新旧対照表が6枚になります。参考資料4として、施行規則の新旧対照表が1枚。更に参考資料5として、法律の参照条文が2枚となります。資料は行き届いておりますでしょうか。

以上で資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は落合部会長が所用によりご欠席のため、竹内部会長代理に司会進行をお願いいたします。

(竹内部会長代理) 竹内でございます。皆様、本日はお足元が悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。落合部会長がご都合つかないということですので、私が代理として務めさせていただきます。

お手元の議事次第に従いまして、早速、議事を進めていきたいと思っております。

議題1の「船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等の改正に関する答申(案)について」ということです。これは前回の部会からの継続案件ですが、その後の調整状況等について事務局からご報告をお願いいたします。

(瀬田船員政策課課長補佐) 海事局船員政策課で課長補佐をしております瀬田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事

業主が適切に対処するための指針等の改正に関する諮問につきまして、ご説明させていただきます。

前回、本部会に諮問させていただきました件でございますけれども、厚生労働省の方で所管しております男女雇用機会均等法に基づく指針が改正されるということで、いわばこれとパラレルな関係にあります船員の指針についての改正ということになっております。

若干おさらいになりますが、1枚めくっていただき、参考資料1というのをご覧いただければと思います。

具体的な改正の内容でございますが、均等法施行規則（省令）におきまして、間接差別の対象となる措置として、船員の昇進に当たっての転勤要件を追加するというのが施行規則（省令）の改正でございます。

それから、性差別指針において、これらに伴う所要の改正を行うとともに、差別の具体的な事項を追加するというところでございます。

また、セクハラ指針におきましては、同性に対するものをセクシャルハラスメントとする旨、明記するとともに、予防・事後対応に関する具体的事例を追加するというのが改正の内容となっております。詳細な内容につきましては、前回ご説明したということで割愛させていただきますが、そのような改正の内容につきまして、前回諮問させていただいたということでございます。

元に戻っていただきまして、資料1でございますが、前回諮問させていただいた後、国土交通省では5月20日から6月18日までパブリックコメントを実施いたしております。

そのパブリックコメントに寄せられたご意見をこちらに掲載させていただいておりますが、1件といたしますか、1名の方からコメントをいただいております。

一つ目は、男女差別の禁止規定が船員にも適用されるのは良いことだと思う。むしろ今まで適用がなかったのが驚き、ということなんです、これは若干誤解があるようでございます。船員につきましても法律、施行規則等により既に適用がなされているということで、今回もそれにつきまして、陸上の指針の改正を踏まえながら必要な追加改正等を行うということにいたしているところでございます。

2点目が、メンタルヘルスの相談対応につきまして、企業内、事業所内だけではなく、外部スタッフによる相談対応の選択肢もあった方が良くと思う、というご意見をいただいております。もちろん外部スタッフによる相談対応もメンタルヘルス不調への対応ということで、必要な措置ということは十分承知しております。外部スタッフによる相談対応等も、本指針の遵守に沿ったものであると考えております。というような回答をさせていただいております。

そのほか、前回諮問させていただいた以降、特に修正を要するようなご意見等はいただいておりますので、本日提出させていただいております案につきましては、前回の案のとおりとなっております。

前回以降の状況につきましては以上でございます。

（竹内部会長代理） ご説明、ありがとうございます。前回の議論に引き続きその後の展開についてご説明を頂戴したところでございます。

それでは、本件につきまして、何かご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

(平岡臨時委員) 理解のために教えていただければと思うんですけども、法令の見直しのところ、要約のところ、「船員の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの」とありますが、この船員の昇進に当たって転勤があるというのは、どういうことを指すんですか。

(瀬田船員政策課課長補佐) 船員さんが昇進、上に上がっていくに従って、転勤しなければいけない、というのが率直な書き方なんですけど、これについては合理的な理由があればそれは認められるということございまして、合理的な理由がないにもかかわらず、転勤しなければいけないというようなものについては、一般的な例示としては当たるとはなからうかということですか。

(平岡臨時委員) ということは、船員さんが陸上勤務をする場合についてということですか。普通、船員さんの場合は海上勤務ですから、転勤がどうのということにはならないんじゃないかと思うんですけども。そういう理解ですか。

(瀬田船員政策課課長補佐) これは海海であっても、転勤しなければということであれば当たる場合もある、ということで例示はありますけれども、そこにはやはり個別具体的な事例に応じた判断というのがなされるということでございます。

(平岡臨時委員) じゃあ、海海は転船という理解でいいんですか。

(瀬田船員政策課課長補佐) 転居、転勤含めです。

(平岡臨時委員) 転居、転勤なんですか。

(竹内部会長代理) よろしゅうございますか。

でしたら、そういうことで。ほかにはおありでしょうか。

(高橋臨時委員) 今と同様のあれなんですけど、今は2の③の話だったんですけども、①、②についても、どうも船員社会にこれが馴染むのかなど。①については船員手帳の健康診断がありますので、当然、いわゆる健康に支障のない方を採用する、これは船員が乗船する際の義務ではないか。その辺はどのような考えになっているのか。

それから、船員といってもいろんな船員がいるわけで、「転居を伴う転勤に応じる」という記載になっているんですけど、これはどのようなことを指しているのか。例えば沿海港湾のタグボートとか小さい船のことを指しているのか。それとも、大型船では転居を求めるということはあまりないと私は思っているんですけど、その辺、詳しく教えていただければと思います。

(瀬田船員政策課課長補佐) 身体的な要件につきましては、もちろん法律、規則、それなりに決まっているものについて、それどおりにやるというのは十分合理的でありますし、そうでなくても、企業としてそれが必要だということが合理的に認められる範囲であれば、それは差し支えない、ということでございます。

船員の昇進に当たる措置につきましても、同じく、合理的な個別具体的な事由があれば差し支えないわけでございます。例えば、その部分につきましては、現在の施行規則におきまして、船員の昇進に関する措置であって、船員が乗り組む船舶と航海の期間又は対応の異なる船舶に配置転換された経験を有することを要件とするということを差別のおそれがある措置として書いております。

極端な例を言ってしまうえば、船として転勤をする必要がないのに、転勤を理由に昇進をさせないとか、かなり、そういった部分につきましては、極端な例示しかないですけれども、例えば内航船を運航するのに外航の経験がないと駄目だとか、そういった極端な例示というのはありますが、そのほか、個別企業の事情に応じて、その部分は合理的な理由があるかないかということについて、個別具体的な判断をしていくしかない、ということでございます。

(竹内部会長代理) いかがでしょうか。そういうご説明ですが。

(高橋臨時委員) よく分からない。

(竹内部会長代理) よく分からないというお答えなんです。

(多門船員政策課長) 具体例というのが、これまでも、こういった陸上とかで事例の積み重ねがあるといいんですけども。船内に関しては残念ながら想定的な議論になってしまいますので、イメージがつかみにくいということはあるかと思えます。

我々、この制度を今後運用してゆくにあたっては、当然、先ほど申し上げたように、合理的な理由があって、例えば健康証明以外にこういったことが当該職員に必要だと。いろんな機器の操作とか、そういうものはいいんですけど、やはり中心となるのは、例えば女性を狙い撃ちにしているとか、特定のご家庭を持っているような方を想定して、その人を殊更に上げないために、形式上そういった基準が殊更に設けられているというものがこの対象になってくるんだろうと。

我々の概要資料にもそのように書いてありますが、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものというのが一つの判断材料になろうかと思っておりますので、そういった趣旨で運用はしっかりしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

(竹内部会長代理) というご説明の追加がありましたけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(立川臨時委員) 我々の方は、ちょっと理解できませんでした。使用者側の皆さんの方は理解できましたか。

(長岡臨時委員) 漁船の場合、現在は想定できないと思います。

ただし、前に大きな水産会社があったときは漁業基地というのは複数ありまして、具体的に言うと、北九州と東京と函館というようなときに、また部署が移って、海上勤務の方が転勤をするというケースは、稀ですけどあったと思います。

(平岡臨時委員) それは陸上に勤務される方ですか。

(長岡臨時委員) いいえ、海上の方です。

(野川臨時委員) これは、陸上の男女雇用機会均等法である改正が行われれば、よほどそれが船員に対して馴染まないものではない限りは、当然船員にもと合わせているというのが大原則ですね。

問題は、船員にはこういうことがありえないと言えるかどうかですけれども、そういうことはほとんどありえないということは、ほとんどありえないと思うんですよ。

というのは、例えば、ここに①、②、③とありますけれども、①は分かりますよね。船員の募集又は採用に当たって身長、体重という要件を付す。法令上必要とされる体力とかそういうもの

とは別として、ある船社が女が来たら困るよと言って、じゃあ、募集するのに身長180cm以上の船員にしようと考えたとする。それは自由ですから。だけど、それは明らかに女性を排除している、間接差別になると、そういうようなことを言っています。

それから、2番目は、船員さんを募集するときに、女性を排除する目的で、実は船員といたっていろいろと陸上勤務もありうるし、いろんな事情がこれからあるんだと。で、将来、ひょっとしたら転勤になるというようなことだってありうるかもしれないというようなことを持ち出して、それで、それが嫌なんだったら採用しないよというようなことが、ないとは言えない。

それから、3番目は、昇進に当たって、転勤の経験を要件にする場合で、これは将来のことじゃありません。だから、あなたは、船員をやって15年経っている女性ですが、過去に1回も転勤したことはない。で、実はこの男性は陸上勤務もあれば海上勤務もあって、実は過去に転居したことがあるんだと。そうすると、やっぱり、多少なりとも転居を1回くらいはした人を船長として昇進させたいんだ。別にあなたが女性だからじゃないよという場合のことです。船長をやるのに過去の転勤経験なんて通常問題にならないはずですから、こういう選抜の仕方は間接差別になるということです。

確かに、実例として、一般的に、あるいほどこにでもみられるということはないけれども、陸上の法令に合わせるに当たって、皆無ではない限りは、今言ったような、たとえ稀な例であつても、ありうるのであれば、それはやはりきちんと対応して、揃えておきましょうと、そういう趣旨だと私は理解しております。

(竹内部会長代理) ということでございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。ほかには、この件につきましておありでしょうか。

ありがとうございます。それでは、特にほかにはご意見はないようでございますので、ただ今の国土交通大臣からの諮問第199号「船員に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針等の改正について」、諮問された件につきましては、「適当である。」という結論とすることといたしまして、海事分科会長にご報告をしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(高橋臨時委員) 今、野川委員が言われたような趣旨をもって対応していただくということで、私は承認をしたいと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

(竹内部会長代理) そのところを確認した上で、ということですね。

(高橋臨時委員) はい。

(竹内部会長代理) ということですが、それでよろしいですか。

(瀬田船員政策課課長補佐) おっしゃっていただいていることは、野川委員のおっしゃられたような趣旨で運用してまいるといふことでございますか。

(高橋臨時委員) はい。

(多門船員政策課長) ちょっとよろしいでしょうか。

今のご発言に関してはちょっと事務局の整理が必要だと思っております。

と申しますのは、答申については、これまで文章の形で定型的に答申をいただくということで、

そこに一定の範囲の条件を付していくという例はあまりございません。ですから、今の話につきましては、ここに書かれてある文言そのものをどうこうというよりは、私どもの行政指針として、今日いただいたようなことをしっかり肝に銘じて、申し上げたような趣旨でしっかり運用してまいるというふうに考えております。

そういうご理解でよろしければ、私どもとしては、何とぞ通常のご答申をいただきたいと考えております。

(竹内部会長代理) 運用上の状況においては、それは確認をするということだと思いますけれども、それでよろしゅうございますか。

(高橋臨時委員) はい。

(竹内部会長代理) では、ほかにはご意見はございませんね。

ご了承ということにしたいと思います。分科会長にご報告をしたいと思います。ありがとうございました。

本日、お手元の議題はこれで終了いたしましたけれども、ほかには何かございますでしょうか。

(高橋臨時委員) 2点ほどお願いをしておきたいなと思います。

まず、1点目なんですけれども、相も変わらず、小型漁船の方でかなり海難事故が継続して発生しております。前回かその前かと記憶しているんですが、小型漁船に対するA I Sの設置ということで、委員会なり検討会なりを開いていただいて、安全第一という観点から設置を義務づけるような方向の検討をしていただきたいということを要望したがその話はどうなりましたか。

それから、もう1点なんです、併せて、最近、海難事故が発生する中、外国人漁船員の死傷事故がかなり発生をいたしております。彼らにとっても異国の地で働きながら、傷ついたり、最悪死亡したり、悲惨な状況になってきております。

特に、皆さんお若いですから、非常にゆゆしき問題であって、将来、国際的な問題に発展をしかねないような状況になってくのではないかなと、そんな感じもいたしております。特に、彼らから見る日本というのは、非常に安全・安心な職場を確保している先進国という理解であります。そういう状況の中で、海難事故や、労災関係の事故が多く発生している、このまま放置をしておくのは非常に問題があるというように思っております。

その辺、我々も注視しながら対応しておりますけれども、なかなか我々だけでは解決をしない。官労使含めて、対処していただきたいと思います。特に、業界の方には、役所の方からくれぐれもご指導をお願いをしておきたいと思います。以上です。

(竹内部会長代理) ただ今、2点のお願いということでありましたけれども、事務局の方からお願いいたします。

(瀬田船員政策課課長補佐) ただ今、2点、ご発言がございました。

A I Sの状況につきまして、また私どもの方で検討状況を含め整理いたしまして、可能なものは次回ご報告できればと考えております。

また、外国人漁船員の死亡事故が増えているというようなご発言もございました。その点につきましては、事実関係等、更に私どもでも調べさせていただいて、必要なご報告などを次回でき

ればと考えております。

(多門船員政策課長) 事務局的な発言が多くて恐縮なんですけれども、一つ目のご発言に関しては、本日、直接の担当部署がこちらの方に出席しておりません。ですから、私ども事務局として、当該担当部署の方に今日のご発言の趣旨をお伝えした上でご判断いただくようになりますから、それによっては、この場でご説明することになるのか、個別にそういったお話を受けて、この場に限らずお話をさせていただくことになるのか、といったところも含めて、私どもの方で引き取らせていただきたいと思いますと思っております。

(竹内部会長代理) よろしゅうございますか。

(高橋臨時委員) はい、分かりました。

(竹内部会長代理) ほかの件につきまして、何かございますか。

(平岡臨時委員) 海員組合平岡です。新たな高速道路料金、すなわち全国共通料金制度がこの4月から実施されております。この料金制度に伴いまして、特に本四架橋の通行料金を引き上げることとなっております。また、アクアラインにつきましても800円を継続することが決定され、架橋と競合するフェリー、旅客船の航路に影響を及ぼすことが懸念されているということです。

これまで、この件につきましては質問をこの場でしてまいりましたが、その際、内航課の方の話では、地域での協議会を立ち上げ、国、地方自治体で検討するなどの一つの考え方が述べられております。その後、具体的な対応等について、いまだに何も聞こえてきていないというような状況です。その辺を踏まえ、この航路存続についてどのような具体的な対策を検討しているのか、再度、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

(多門船員政策課長) すみません、引き続き事務局として。

この件については、事前に具体的なお話をいただければ、内航課の方にはそういう話をお伝えし、検討いただいたところなんですけど、本日参っておりませんので、そういう話を伝えた上で、先ほどと同様の対応を検討させていただきたいと思っております。お答えを内航課サイドの方でご検討いただけるのか、個別にまたお話をされるのか、そのことも含めて、内航課の方にはお伝えしたいと思っております。

(竹内部会長代理) 内航課の方にご連絡いただき、その後の対応ということだと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。お願いします。

(立川臨時委員) 別の質問になりますけど、よろしいですか。

(竹内部会長代理) 先ほどの質問の件は、それでよろしいですか。

(平岡臨時委員) はい。

(竹内部会長代理) では、引き続きお願いいたします。

(立川臨時委員) 内容的には2つの案件になろうかと思っております。

私の方から、以前、第51回の船員部会でしたか、昨年11月ないしは12月に交通政策基本法が成立したということで、交通政策基本法の中には、安定輸送のための人員確保であるとか、日常生活に必要な交通網の確保とか、モーダルシフトとか、環境問題とか、いろいろ船員に関連

する事項が多く含まれているということで、船員部会での議論も含めた中で、意見反映の場を作ってくれませんかという願いをしていた経緯がございます。

その後、第53回の船員部会におきまして、既に2回の交通政策基本計画小委員会が開催されておりということから、その内容について開陳願えませんか、報告願えませんかということをお願いしたと記憶しております。この小委員会につきましては既に第3回が開かれておりますし、その上の計画部会については6月25日ですかね、第2回が開かれているというような状況に至っております。どんどん交通政策基本計画の内容が詰まってきていると理解をするところなんです、その辺の報告がいまだかつて、対応も含めて、全くこの船員部会で報告されておられないので、是非、その進行具合ないしは検討具合、どういうことになっているのか、今まで意見という形でお願いしないしはご質問をしているわけですが、その進捗についてご報告願いたいというのが一つでございます。

それから、同じような形といたしまして、新たな委員会として4月25日にもお伺いしたところでございますが、基本政策部会というのが立ち上げられております。これについても、いろいろな面で船員政策を含めた広範な政策が論議されるということで、内容の報告をお願いしたところですが、いまだ対応などの報告がなされていません。

そのような中で、6月30日の委員会が開催されるということになっています。いろいろ報告ないしは検討をお願いしている中で、それがなされないまま委員会が進められています。我々は交通政策基本計画においてどのような論議がなされ、どのような方向で進んでいるのか、全く知らされないまま論議が進められているという感覚を非常に感じるわけですね。

様々な政策を求めるときに、お願い申し上げているのは、こう決まりましたよという報告ではなく、その論議に参加させてくださいと、意見を聞いてくださいというお願いをしているわけなんです、なかなかそれが実現されない。セクショナリズムなのか何なのか分かりませんが、そういう面も含めまして、お願いを申し上げる発言させていただいているわけですので、よろしく願いします。

(竹内部長代理) 交通政策基本計画について、計画部会とその下の小委員会と、あと海事分科会の方ですかね、基本政策部会と、その3つの会に関するお尋ね、お願いだと思いますけれども、事務局の方でご回答をお願いできますでしょうか。

(瀬田船員政策課課長補佐) まず、交通政策基本計画につきましては、4月7日に交通政策審議会 交通体系分科会 計画部会が開催されまして、交通政策基本計画小委員会が設置されております。その後、小委員会において数度の検討が行われまして、6月18日に「中間とりまとめ(素案)」がとりまとめられております。25日の計画部会に報告されております。

担当部局であります総合政策局公共交通政策部からは、今後、夏頃までに中間とりまとめを行い、年内を目途に当該計画を閣議決定する予定と聞いております。なお、計画部会、小委員会につきましては傍聴可能でございまして、また、当日の資料、議事録につきましてもホームページに掲載させていただいているところでございます。

続きまして、基本政策部会の審議状況でございますが、基本政策部会は4月23日に第1回を

開催いたしまして、海事分野を取り巻く社会・経済状況を整理し、これまでの海事局の取組状況を説明いたしました。また、個別テーマとして「使いやすい地域公共交通の実現に向けて」に関し、旅客船事業の現状と行政の取組を説明いたしました。その後、5月に旅客船事業者、地方公共団体から現場での取組、問題意識等についてヒアリングを行っております。

次回の基本政策部会は6月30日に開催予定でございます。そこでは地域交通に関する施策の方向性を議論するとともに、「人材の確保・育成」、「国民の海への親しみ、理解の向上」について、現状と取組を説明する予定でございます。

基本政策部会につきましても傍聴可能でございます。また、当日の資料、議事録につきましても国土交通省のホームページで掲載させていただいているところでございます。以上です。

(竹内部会長代理) 今、伺っていかがでしょうか。

(立川臨時委員) 今、お話をいただいたのは、ホームページを見れば分かることばかり。それを言うてしまうとおしまいになるんですが。内容が何であったかが一番重要なのであって、いつ会議を開きました、傍聴できます、そんな報告を求めているわけではないわけですよ、我々は。

その内容を我々が聞いて、どんなことが問題になっているかということ認識するんじゃないんですか。ここで共通認識をしていくんじゃないんですか。そういう目的のために報告をしてくれと。こういう資料が出ました、こういう説明をしました、論議はこういうことでしたという報告を受けながら、共通理解をして問題点を洗い出すなり、その意見反映の場を作ってくれということをお願いしたわけですが、それについては今触れていただきませんでした。

内容が非常に重要なのであって、いつ開かれましたというようなことを言われてもほとんど意味がない。もっと実質的なことを論議できる報告をしていただきたいというのが要望ですよ。それをご理解願いたいと思います。

(竹内部会長代理) というご意見ですけれども。実質的な議論ができるように、ということでしょうか。どうでしょうか。

(瀬田船員政策課課長補佐) 今、委員ご発言の趣旨については、本日、担当部局が在籍しておりませんので、担当部局の方にお伝えさせていただくに留めたいと思います。

(竹内部会長代理) いかがですか。

(立川臨時委員) 先ほどから、ないしは以前から、船員政策課ではない。例えば内航課であると、担当部局が違いますというような論議がちょっと多すぎるんじゃないんでしょうかね。

伝えて、その後、何も答えが返ってきてない。なぜできないのか、どこまでできるのか、できないのか。その答えが何も無いじゃないですか。それが欲しいんです。伝えておきますという話は、以前にも、このお願いをするときに聞きました。

先ほどの高速道路の話にしても、内航課に伝えますと。以前から内航課にはこれも伝えている問題、お伺いしている問題。にもかかわらず、内航課からは逆に積極的にこの会議に出席して、答えを出そう、報告しようということがないじゃないですか。それはおかしいんじゃないですか、という疑問です。

(多門船員政策課長) どうしても、我々役所の組織というのはそれぞれの課で所掌して取り組

んでいる課題というのがございますので、私ども、できる限り、この船員部会の場を実質的に議論ある場としたいとは思っておりますが、その当該事項については、担当課が自主的に判断した上で必要であれば、しっかりしたご答弁、ご議論をいただくというのが望ましいとは考えております。

ただ、何分、まず、質問通告がある場合とない場合がありますが、事前がない場合については、私どもはそこまで予測した上ですべての応答ができるように人を揃えるということは物理的にできませんので、そういったものは今までのご対応にならざるを得ない。

もう一つは、事前に質問の補足があったとしても、当該部局との関係で直ちに私どもが一方的に判断をして、こちらで議論をとという話になりますと、どうしてもこの船員部会の上位の会議、例えば海事分科会でございますとか、あるいは交通政策審議会本体そのものの判断として、その部分をご判断いただかないと、正直、なかなかこの場だけの議論で関係課が納得して、そういった対応をしていただくというのは難しいというのが現実的な状況でございます。

(立川臨時委員) 今の課長のご説明には、私もなかなか承服できない部分があります。要は、今まで話している話というのは、政策的な課題もあるかもしれませんが、しかし、全部船員に関わる話でございます。ということは、船員に関わる話をこの場でやらないで、どこでやるんだということになります。こちらの方から問題提起している内容というのは、あくまでも政策的な課題、船員政策に関わる問題でございますので。そういうセクションごとの話ではなくて、その辺のところは総合的に船員政策に関わるということで、この場でやはりやっていただければと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

(多門船員政策課長) 反面、船員だけではなくて、例えば航路とか地域交通とか、内航の問題も当然でございます。そうなれば、海事分科会なり上位の会議で扱うというのが通常であろうと思えます。そこも含めて全体で判断をいただくというのが私どものスタンスでございます。もちろんこの場で対応できるものについては、それぞれの担当課の出席を求め、協力をいただいた上で、この船員部会の場で充実したご議論をいただくというのが望ましいと私は考えておりますが、関係方の調整、あるいはこの船員部会の分担・役割を考えると、そういった形でより幅広いご議論がいただけるような上位の会議というのも一つのやり方ではないかと思っております。

(竹内部会長代理) というお答えですけれども、いかがですか。

(立川臨時委員) 今のようなお話でやっていただけると、それが実質的に進んでいるのであれば、何も言わないんですけれども。ここでそういうふうなお話を多々展開されて、この場じゃなじまないよというようなことで片づけられると、いかがなものかなというふうに私は思うんですけれども。

(多門船員政策課長) 今のお話につきましてはまたご判断を仰ぐというか、お伝えするという話になるんですが。やはり全体の海事分科会長なり、海事分科会全体を所管しているのは、うちの局の中でも別の部署がありますので、そちらの方にそういったご発言があったということをお伝えいただき、本日は部会長代理の竹内代理にもご出席いただいておりますので、本日のご報告として、部会長なり、分科会長である落合先生の方にお伝えいただくというのが一つのやり方か

と思います。

(竹内部会長代理) 一番直接的に関わってくるのは、いきなり計画部会ということではなくて、まず、海事分科会の方で整理をして、それがまた計画部会あるいは小委員会等に反映していくということだと思いますから、そういう意味ですと、次回の海事分科会で今のようなご意見が出てきていると、落合分科会長にも連絡は行くと思いますけれども、そちらの方でそれを反映させるという形にまずはなるのではないかと、私個人の意見ですけど、そのように考えております。

(立川臨時委員) 部会長に上位の会に報告していただいて、ということになるということですか。

(多門船員政策課長) その点についても事務的な整理が必要であると思っております。基本的には合議体の会議でありますので、公の形でしっかりとのご報告をすとなれば、この場でそういう決議なりが必要であると考えております。

ただ、他方、今のお話というのはこういうご議論があったという事実関係のみ、今日、落合部会長もご欠席でございますので、事実をお伝えするということが可能で、それを受けて、私ども事務局、担当課の整理も含めてどういった方向で判断していくかはまた別であろうと思っております。

(竹内部会長代理) 恐らく、こういう議論があったということを落合部会長が十分認識の上でお話しして下さるであろうということだと、私はそういう趣旨で申し上げました。

(立川臨時委員) それでは、その報告ないしは経過をまた報告いただけるという理解でよろしいんですか。

(多門船員政策課長) 申し上げているように、全体の整理がございますし、複数分野にまたがるということ、私どもの判断だけではできません。ですから、関係担当部局、あるいは最終的には上位の会議ということであれば、そういう話を分科会長、部会長に申し上げるんだということを検討した上で、対応についてはまた答えさせていただきたいと思っております。ただ、今の時点で確約ができませんし、そういった全体の話に関して、この場で確たるお話ができるかどうかも含めて、私どもの方で担当課と協議したいと思っております。

(竹内部会長代理) ということで、協議して考えたいということですが、よろしいでしょうか。

(野川臨時委員) ちょっとよろしいですか。

ただ今の議論については、手続的なことと実質的なことが若干交錯しているような気がします。というのは、手続的にはこの船員政策部会で議論すべきこと、それから、海事分科会の基本政策部会で議論することはやはり違うわけですね。それぞれに責任があるので、どの部会が、どの部局が、あるいは、どの事務局がどのような責任を持つのかということに応じて話がなされますので、それはやはり他の部局が、責任も持てないのに関わるということではできないということになります。

そういう趣旨では、今、課長がおっしゃったように、例えばこの船員部会ではっきりとこれは船員部会で議論し決めることであって、ほかの課には責任を持たせないというようなことがあるし、そのほかの課にもそういうことがある。また別に、やはりその課が、内航課なら内航課が責

任を持つことがある。この部会が責任を持つことと、ほかの部会が責任を持つことがあって、当然、基本政策部会で担当して議論すべきことについて、ここで何らか責任のある対応とかができるわけではない。それは手続の問題ですね。

そこは仕方がないと思うんですが、ただ、先ほどから組合側がおっしゃっているのは、実質的に船員に関わることについての対応だと思います。事務手続上、こちらが分担し、こちらが分担し、と分けていることはあるかもしれないけれども、ほかの審議会が検討していることでも船員の立場から言えば船員に十分関わっていることがあるので、それについて何かしらここで議論ができないだろうかというご意見だと思うんですね。

その点については、手続上それを担保することはできないけれども、例えばさっきもおっしゃったように、それぞれの担当の方ができるだけ出席して、可能な限りそれに対して答えられるように、今後努力はする、そして、ここでそういうご質問が出れば、単にほかでやっていますというだけではないような答えができるような対応はしていくというような、そういう実質的なことはできるのではないかと思います。ただ、それについて法令上とか手続上とかの担保は無理ですと、こういう整理になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

(森田臨時委員) 野川先生に大変うまく整理をしていただけたのではないかなと思います。

が、もう一つ申し上げれば、もちろん様々な審議会なりで論議されていることで船員に関わることについては、この船員部会の中で披露していただくということも重要だと思いますけれども、様々な審議会において、海運全般について話し合われているとしても、その中に船員に関わる事項があるとするならば、それについては、我々はその審議会の中で意見開陳をしてみたいと考えているわけです。

したがって、この船員部会の中で様々な審議会の船員に関わる部分について披露していただいて論議をするということでも結構かもしれませんが、その各審議会における委員の選定については、船員の意見、あるいは業界の意見が十分に反映されるような委員選定をお願いしたいということも併せて申し上げておきたいと思います。

(多門船員政策課長) 今、森田委員がおっしゃった趣旨については、別途、海員組合さんの方からも、私どもが聞いておるところでございます。いわゆるメンバーシップの問題として、どういった参加の仕方をされるのか。私ども、この時期に複数の検討会、私的な懇談会も含めて局全体としてはやらせていただいております、あるものについては正規のメンバーとして、委員としてご参加をいただき、あるものについては関係者からのヒアリングということで、中心的な議論の部分については学識の方々を中心というふうと考えてやっていると聞いております。

その部分に関しては、私も、正直なところ、例えば先ほどの内航の話にしる、できるだけ内航課の方には伝え、出てまいったことであろうかと思っております。この場で必要に応じてご答弁をいただき、やりとりできるよう心は砕いてまいったところですが、何分、我々からその部分を強制する立場でもございませぬし、先ほどのメンバーの話にしる、我々がその根幹的なご参加の考え方というのを決める立場にないものですから、そういったところは、できる限り、そういったお考え、ご意見の趣旨をお伝えして、何らかのやり方が考えられるなら考えるということをや

ってきておるといふことでございます。以上でございます。

(竹内部会長代理) 先ほど野川委員の方から整理していただいて、手続的な話と実質的な情報の共有の話というのは違うんじゃないかと。恐らく、今、課長さんがおっしゃったことは、そういう手続上のことを明確にきちんとやると。それがお役所の仕事ですからそうだと思うんですけども。

ですから、恐らくこの船員部会としては手続上どうこうということではなくて、皆さんで現在行われている内容について情報共有し、何が問題かというところを明確にしておきたいと。そのための情報提供をお願いしたいと、そういうことではないかと、私も理解をしております。

とにかく、計画部会がやっていることは全部の交通、陸海空から何からすべて入っているものですから、なかなか全部というわけにはいきませんが、少なくともそういう海上労働に関することについて、もしも情報提供をしておく方がいいということであれば、それはなるべく積極的なお話をいただければ、それは皆さんとして何が問題かと明確にしておくこと自体は、手続とは別にしても大事なことだと思います。その点をお願いしたいと思っておりますけれども。

ほかには、何かございますか。

(森田臨時委員) 先ほど私が申し上げたメンバーシップについては、あまり明確なご回答をいただいたとは思えないんですが、それについてももう少し言及していただければありがたいんですが。

(多門船員政策課長) 結論から言うと、個々にそれぞれ審議会なり私的懇談会を担当して運営しているところにおいてご判断いただくということになろうかと思っております。そういう意味では、明確にこういったものには入っていただく、こういうものはご意見を中心にお伺いするとか、そういう整理はできないわけでございます、それぞれに応じてできる限りこういった場でいただいたご意見等については、担当部局の方には真摯にお伝えするというところでございます。明確に一定の基準を設けて、こういったものには入る、入らないという議論は非常に難しいことはご理解いただきたいと思います。

(森田臨時委員) 私は今、船員部会でお話をしておりますが、船員部会の事務局として言うことではなくて、国土交通省海事局に対してお伺いしているつもりなんです。

(多門船員政策課長) その点については考え方を整理する必要があると思っております、全体の中で。それで、この場でそういったご議論、ご判断をこの委員構成の中でしていくというのが適切かどうかということもございますので、それについては、別途、必要に応じて、関係課と整理をしたいと思っております。

(竹内部会長代理) ほかにいかがでしょうか。

特にほかにはございませんようでしたら、これで事務局の方をお願いしたいと思います。

(成瀬専門官) 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡をさせていただきます。事務局からは以上でございます。

(竹内部会長代理) ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第55回船員部会を閉会したいと思います。

います。本日はお忙しいところを委員及び臨時委員の皆様にはご出席をいただき、ありがとうございました。

了